

## 大型貨物自動車後部ナンバー取付位置基準案の検討について

### 1. 視認性試験結果打合せ（21年2月18日）

- ① ナンバーの取付角度について、特に夜間の視認性について上向き30度を超えると、見やすさに有意な差が見られる。
- ② ナンバーの車両後端から取付位置（板面中心）までの距離（奥行き）は、特に昼間の視認性において200mmを超えると見やすさに有意な差が見られる。

### 2. 試験結果に対する自工会、車工会専門委員からの事前意見（21年3月19日）

- ① 取付角度については、測定時の車体の傾きの誤差も考慮して、+5度程度の猶予をもたせるべき
- ② 奥行きについては、車両後端から200mmまでの位置に後部フックが取り付けられており、これと干渉することから200mmは現実的ではない。

### 3. 取付位置規準に係るパブリックコメントの実施

上記を踏まえ、報告書をまとめるにあたり、以下の基準案についてパブリックコメントを実施することとしたい。

大型貨物自動車（道路運送車両の保安基準第18条の2第3項に規定する自動車であって、車両総重量7トン以上に限る。）の後面の自動車登録番号標（以下「番号標」という。）の取付けについては、道路運送車両法第19条第1項、道路運送車両法施行規則第7条第1項によるほか、下記の基準を満たすものとする。

1. 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付角度は上向き35度以内、1.2mを超える番号標の取付角度は下向き15度以内であること。
2. 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付位置は、番号標の板面の中心が車両後面より300mm以内であること。
3. 荷台後面下部（荷台より下方に取り付けられた制動灯等の取付装置を含む。）より下方に番号標を取り付ける場合であって、荷台後面下部と突入防止装置の上下の間隙が220mm以下（中型標板を交付する自動車にあっては165mm以下）の自動車については、番号標の板面の中心が突入防止装置の後端より前方にならないこと。

（車載車、可動荷台を有する自動車など、この基準によりがたい自動車は適用除外を設ける。）

(参考)

## 道路運送車両の保安基準

### 第十八条の二

- 3 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量三・五トン以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増突することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する増突防止装置を備えなければならない。ただし、増突防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増突することを防止することができる構造を有するものとして告示で定める構造の自動車にあつては、この限りでない。

## 車両総重量7トン以上

最大積載量4トンの低床トラック（中型標板使用）がこれに該当する。

（資料4-2参照）

## 道路運送車両法

（自動車登録番号標等の表示の義務）

- 第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

## 道路運送車両法施行規則

（自動車登録番号標の取付け位置）

- 第七条 法第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項並びに法第二十条第四項の規定による自動車登録番号標の取付けは、自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。